

論文要旨

題名：古代「東国」の史的位置

氏名：関口功一

本稿は、日本古代史上の「東国」地域の内包する史的意義を、5～11世紀の時間幅の中で、主として地域編成の視点から再構成しようと試みるものである。

第一部では、いわゆる東日本でも大きな核のひとつである「毛野」の分割過程について論じる。最初に、「上毛野」と「下毛野」に関する機械的地域区分の類例を収集し、現地踏査の結果等に立脚しながら「毛野」の分割の実態を論じる。そのなかで、東日本最大の前方後円墳である5世紀の太田天神山古墳出現の、時期及び地点が必然の結果であった点を考えた。近時の7世紀代という「毛野」の分割時期の想定に対し、渡良瀬川流域にあった可能性のある「毛野県（ケノのアガタ）」の拡大とその分割という視点から、太田天神山古墳の成立がその大きな画期であった可能性を改めて提示する。

次いで「緑野（ミドノ）屯倉」・「佐為（サイ）ミヤケ」・「勢多（セタ）ミヤケ」・「甘良（カムラ）ミヤケ」・「佐野（サヌキ）三家」といった「毛野」西半部を中心とした、ヤマト勢力の支配拠点の具体例について検討し、ヤマト王権の進出過程について考察する。その結果、各地点毎の前提条件によって多少の差異はあるものの、「毛野」を含む関東地方の政治状況を左右するような、非常に注意される事件として、二度に亘る「榛名山二ツ岳の噴火」があったことを確認する。6世紀以降の地域の展開過程は、中央での継体天皇の出現に示されるような混乱した政治情勢もさることながら、「東国」地域では関東地方北西部を中心に、自然災害に起因する政治的変動があり得た可能性を模索する。

こうした自然災害からの復興を担った可能性もある各ミヤケが、7世紀中葉の中央の政治動向の下で「廃止」を余儀なくされる。その後、全国的にはミヤケから評へ、評から郡へという推移が一般的だと思われるが、その前提となるものの微妙な違いによって、その後の各地域再編成の展開に、無視できない違いが生じた可能性を論じる。

第二部では、第一部の地域編成及びその再編成とを前提とした、律令制的地域再編成に関する政策の諸段階について検討する。その論点は、大きくは中央の政策実施の①制度上からみた変遷と、各地方に起因する②地域的偏差の存在に分けられる。その結果、一連の地域再編成の中でも、和銅四年の「多胡郡」設置問題には特異性が認められ、結果として「上野三碑」の成立に示されるような、極めて特殊な地域情勢が醸成されていたことを明らかにする。

また、7世紀後半の白村江の敗戦以後、唐・新羅に対する国防の必要の発生や、国内支配の方針が転換した可能性が高いが、このことに関して「東国」地域は、①大宰府管内（西海道＝防人）及び②東北地方への関与（＝柵戸）を余儀なくされる。その新たに付与された政治的機能が、その後の「東国」地域の歴史的展開過程に深刻な影響を与えた可能性について確認する。

次に、上記の律令制的地域再編成の本格的な実施に当たって、特に東山道地域及び山陽道・山陰道の再編成に関して、初期の「按察使」の果たした役割の大きかった可能性のあること、各広域行政圏（「道」）を点綴する施設として「駅路」の果たした役割と成立についての見通しを提示する。

さらに、「郡」の等級などと同様に「国」の等級は、8世紀初頭に一齐に画定された可能性が高いが、「郡」の場合と異なって、その後の各地域ごとの前提条件の変化にも拘わらず、基本的には変更されない性格のものであった。その原則を、9世紀段階に例外的に覆したのが、西海道の①肥後国と②東山道の上野国であった。その前提と背景の可能性についても、火山災害の影響と復興という要素から考えた。

最後に、律令制度下（9世紀後半頃）の地域情勢に関する重要史料のひとつである『倭名類聚抄』国郡部について、諸本による違いに留意しながら、同時代の地域関連史料としての可能性を検討した。そこには早くも中世的な地域再編成の萌芽が見えており、畿内近国とそれ以外の地域とで共通する要素、異なる要素が認められる。その後の各地域史を規定する要素のひとつとしての見通しを提示した。

個々の歴史的事実が、それぞれ分断された形で存在するのではなく、日本歴史の流れの中で、中央と地方・国家と地域の双方向の交流によって成り立っていることを、東国地域の視点から再構成してみた。一連の政治的事件の各局面で、古代の東国地域はとりわけ重要な役割を果たすことが期待されていたのである。